

平成21年4月16日

事業主 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金

合併又は事業譲渡等に伴う設立事業所の全喪による
事務取扱の変更について（お知らせ）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成20年12月3日付で『厚生年金基金の設立要件について』の一部変更について（年数発第1203001号厚生労働省年金局数理課長、年企発第1203002号同局企業年金国民年金基金課長通知）が発出され、標記に関する事務の取扱が、平成21年4月1日から変更されたところです。

このたびの事務取扱の変更概要は、下記のとおりとなりますので、本件に該当する場合（含む、本件をご検討される場合）は、予め当基金とご調整のうえ所定の手続きを賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、業務繁忙の折、誠に恐縮に存じますが、本件につきまして、加入員の皆様方へご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、当基金ホームページ（ウェブ）に、当該通達を掲載いたしておりますので、本書と併せてご覧くだされば幸甚に存じます。

記

1. 事務取扱の変更概要

- (1) 企業（事業所）の合併又は事業譲渡等、経営方針等から、その事業所の企業活動は継続しているものの、厚生年金保険の適用事業所でなくなった場合（以下「合併等による全喪」と略します。）については、任意脱退する事業所と同等の取扱いをすることとなります。
- (2) 上記(1)に該当する設立事業所の合併等による全喪については、厚生年金保険法第144条の規定によって、事業主の全員及び加入員の2分の1以上同意が必要となります。なお、当該同意書には、自署及び押印が必要となりますので、充分にご留意願います。
- (3) この事務取扱は、平成21年4月1日から適用されます。

2. 本件に関する通達の当基金ウェブにおける掲載ページ（参考）

HOME > 当基金の事業 > 広報のバックナンバー

平成20年12月3日 年数発第1203001号数理課長、年企発第1203002号企国課長通知

[「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正について](#) ( 572KB)

http://www.press-pf.com/work/member/back-number/pdf/tsutatsu/2008_1203002.pdf